

## 21世紀の森公園周辺エリア魅力向上推進計画策定業務委託

### 仕様書

#### 第1章 総則

##### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、名護市が発注する「21世紀の森公園周辺エリア魅力向上推進計画策定業務委託」に適用する。

##### (業務名)

第2条 業務名は「21世紀の森公園周辺エリア魅力向上推進計画策定業務委託」(以下「本業務」という。)とする。

##### (履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和5年3月17日(金)とする。

##### (業務の目的)

第4条 本業務は、令和2年度に策定した名護湾沿岸基本計画を基に、「21世紀の森公園周辺エリア」の取組の一環として、県内外からの来訪者にとって魅力的な施設(大型遊具)の追加機能を導入することで、公園周辺エリアの活性化や県内外からの来訪者の増加により、名護市における観光振興に寄与することを目的とし、対象地に求められるニーズ等を明らかにした上で、基本方針および導入する施設(大型遊具)の内容・概略規模を設定するとともに、景観・環境保全・管理運営等の概略検討、土地利用(空間構成)および動線を定め、設計条件との整合を図りながら、骨格となる施設(大型遊具)の選定、設置について計画の策定を行う。

##### (法令等の遵守)

第5条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 名護湾沿岸基本構想【令和元年度策定】
- (3) 名護湾沿岸基本計画【令和2年度策定】
- (4) 21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業報告書【令和3年度策定】
- (5) 都市公園関係法令、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン等
- (6) 名護市の条例、規則等
- (7) その他関係法令

(書類の提出)

第6条 本業務の履行にあたっては、受託者は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時 : 着手届、工程表、業務計画書、管理技術者通知書
- (2) 完了時 : 完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

(協議及び協議解決)

第7条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、名護市と協議するものとする。

(業務計画)

第8条 受託者は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、名護市と協議しなければならない。

(成果品の検査)

第9条 受託者は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。

(受託者の責務)

第10条 受託者は、当該業務を履行するにあたり、第4条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 受託者は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また名護市の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やかに名護市と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 受託者は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (6) 受託者は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

## 第2章 業務内容

(業務内容)

第11条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、受託者の提案内容に基づき、名護市と受託者との協議により業務内容を決定する。

### (1) 計画準備

業務着手後速やかに実施計画書を作成し、実施内容及び実施スケジュールについて発注者と協議を行い、協議内容を反映した実施計画書を提出する。

### (2) 現況把握

- ① 計画条件の把握と整理
- ② 上位関連計画や各種関連資料の収集と整理
- ③ 現地調査（計画対象地およびその周囲地域）
- ④ 自然・社会・人文・景観等の整理
- ⑤ 利用者ニーズの整理（※アンケート結果の整理）

### (3) 敷地分析

- ① 計画対象地と周辺の地形や土地利用との関係整理
- ② 計画対象地内の植生・地形・土地利用等の詳細整理
- ③ 計画上の問題点や課題の整理

### (4) 計画内容の検討および設定

- ① 基本方針の検討と設定
- ② ゾーニングの検討と設定
- ③ 導入施設（大型遊具）の検討と設定
- ④ 需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定
- ⑤ アクセスや動線の検討と設定
- ⑥ 環境の保全と創出に関する検討と設定
- ⑦ 空間構成の検討と設定
- ⑧ 整備水準の検討と設定
- ⑨ 維持管理方法の検討と設定

### (5) 基本計画図の作成

提供されたベース図に基づいた基本計画平面図の作成  
縮尺 1/500

### (6) 与条件の細部検討

- ① 与条件の基本計画との把握と整理
- ② 各種設計条件の整理と確認

- ③ 各種設計基準の抽出と適用の確認
- ④ 現地詳細調査（設計対象地とその周辺）  
（敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など）

（7）諸施設の検討および設定

- ① 敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定
- ② 空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
- ③ 植栽基本方針の検討と設定
- ④ 供給処理設備基本方針の検討と設定
- ⑤ 整備水準・目標工事費の検討と設定
- ⑥ 維持管理基本方針の検討と設定
- ⑦ 施設整備による効果と目標値の設定

（8）設計図の作成

- ① 全体平面図の作成
- ② 施設計画平面図の作成
- ③ 植栽計画平面図の作成
- ④ 供給処理設備平面図の作成 縮尺 1/500
- ⑤ 主要断面図の作成 縮尺 1/500
- ⑥ 主要施設の構造イメージ図の作成 1/30
- ⑦ イメージパース A3版2カット（鳥観図及びアイレベル）

（9）概算工事費の算出

（10）検討資料を取りまとめた報告書の作成

（11）撤去等方針の検討

撤去・移設・補修活用などの方針設定、撤去物の分類、処分場の把握等

（12）撤去関係図の作成

撤去する施設を示した平面図、数量算出のための詳細図、想定図、根拠図等の作成

（13）撤去等数量計算

通常の数算出に加えて、素材分類毎の搬出量、運搬距離等の算出

（14）インクルーシブデザイン有識者ヒヤリング

（1）～（10）までに検討した内容を基に、名護市と協議の上ヒヤリング有識者を決定し、実施する。また、ヒヤリングで得られた内容を取りま

とめ検討内容に反映する。

#### (15) アンケート調査

##### ① 市民ニーズの把握

名護市内の商業施設やその他公共施設等において、幅広い年代の市民へ設置施設のニーズ、イメージ、規模等を把握するためのアンケート調査を行い、結果を取りまとめる。

##### ② 県内外の観光客ニーズ把握

名護市内の観光施設において設置施設のニーズ、イメージ、規模等を把握するためのアンケート調査を行い、結果を取りまとめる。

#### (16) 照査

##### ① 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査

##### ② 設計方法や設計手法の妥当性の照査

##### ③ 成果品の内容の適正照査

#### (17) 先進地視察

国内における本業務と類似の先進事例（敷地規模、立地条件、観光面での寄与等）の現地調査を2箇所以上行う。現地調査は受託業者2名その他、ワーキングチームメンバー2名を同行させることとし、それに係る費用（日当等含む）は本委託業務に含まれることとする。

## 第3章 成果品

（納入成果品）

第12条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 業務完了報告書：2部（仕様：キングファイル綴じ）
- (2) 業務完了報告書概要版：10部（仕様：簡易製本）
- (3) 上記成果物に係る電子媒体
- (4) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (5) 打合せ記録簿
- (6) 上記ドキュメントを保存したCD又はDVD
- (7) その他名護市が指示する資料等

（納品方法）

第13条 契約期間内に、第13条納入成果品に定める成果品を提出すること。

## 第4章 その他

(その他留意事項)

第14条 第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。）は、名護市に帰属するものとする。

受託者は、当業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

- (3) 受託者は、本委託業務の遂行にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめるよう感染防止措置等を提案し、本委託業務を継続して確実に実施できるよう努めること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、名護市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。